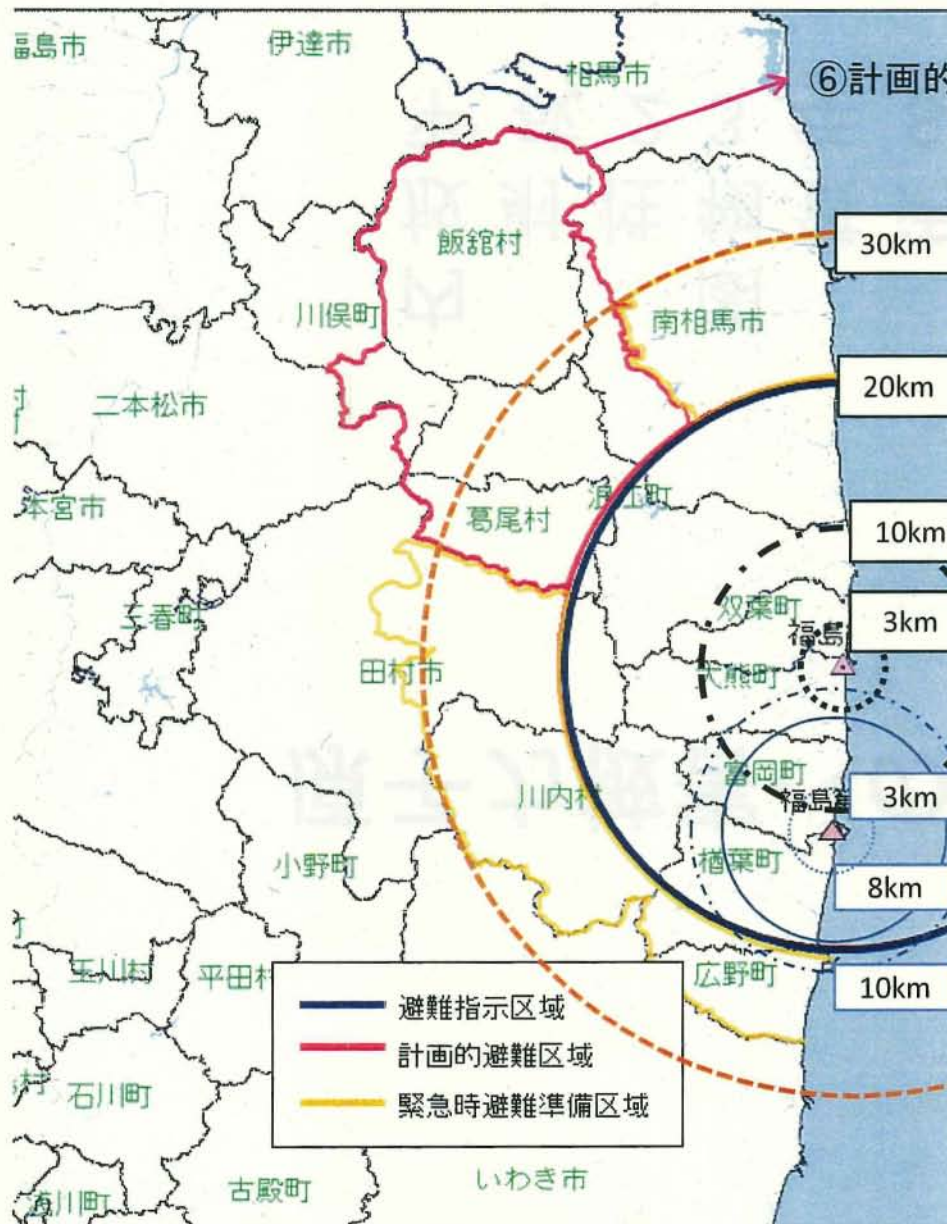


原子力被害への対応について

内閣官房
放射性物質汚染対策室
平成23年8月25日

4月22日までの避難等区域の変遷



⑥ 計画的避難区域 (4月22日 9:44)

30km

…④ 20-30km 屋内退避区域 (3月15日 11:00)
→⑥ 緊急時避難準備区域 (4月22日 9:44)

20km

…③ 20km 避難区域 (3月12日 18:25)
→⑤ 警戒区域 (4月22日 0:00)

10km

…① 10km 屋内退避区域 (3月11日 21:23)
→② 10km 避難区域 (3月12日 5:44)

3km

…① 3km 避難区域 (3月11日 21:23)

3km

…A) 3km 避難区域 (3月12日 7:45)

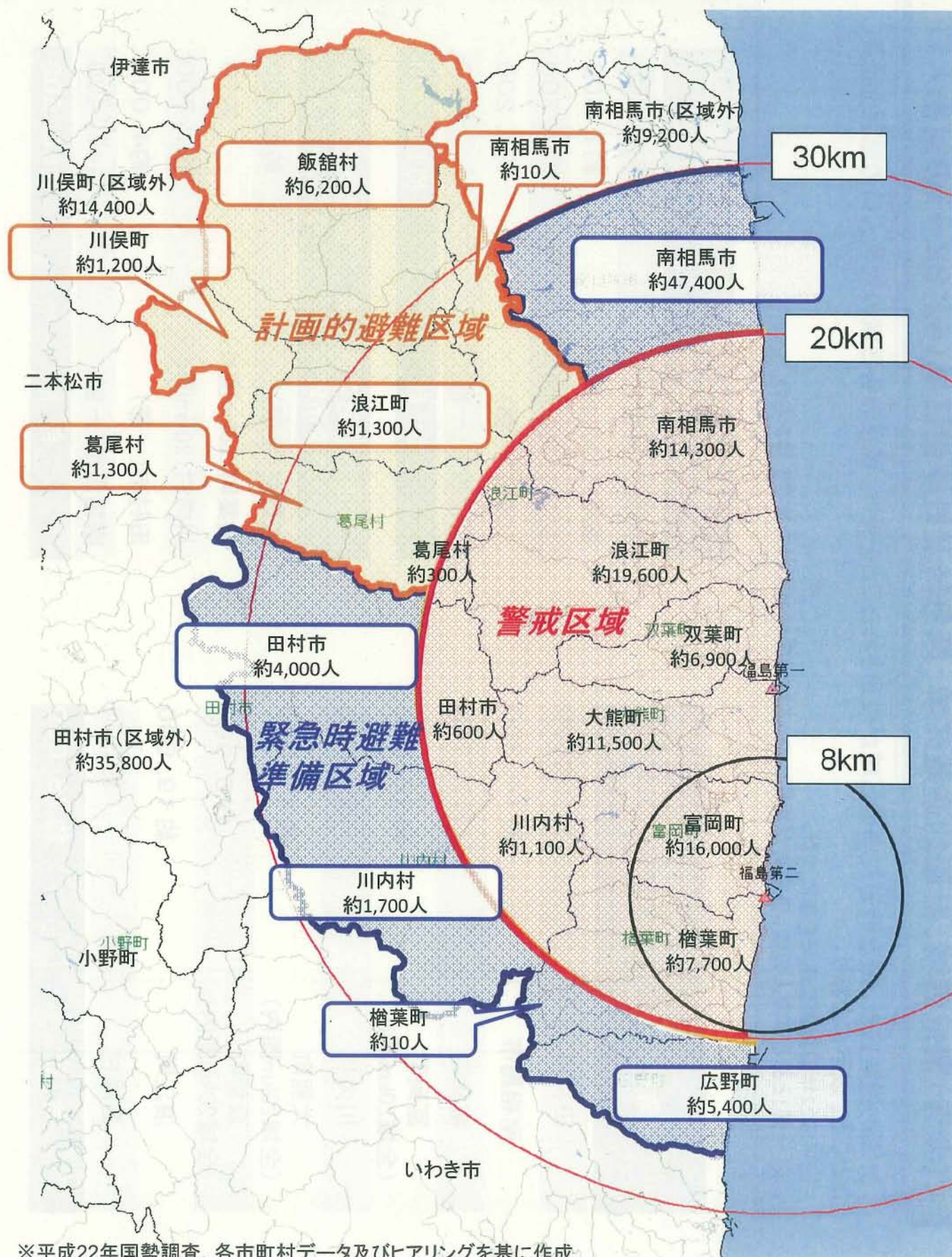
8km

…C) 8km 避難区域 (4月21日 11:00)

10km

…A) 10km 屋内退避区域 (3月12日 7:45)
→B) 10km 避難区域 (3月12日 17:39)

避難区域等の人口及び残留者数



(参考)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(4/22～)の対象人口

計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定されたことを受け、現在の各区域の対象人口の概数を調査したところ、以下のとおり。

※平成22年国勢調査速報を基に推計。

※「一部」とある市の人口は、各市町が把握している該当区域の人口の数字を得たもの

市町村名	警戒区域人口(人) 〔福島第一20km圏〕
田村市	約600
南相馬市	約14,300
楡葉町	約7,700
富岡町 (全域20km圏内)	約16,000
川内村	約1,100
大熊町 (全域20km圏内)	約11,500
双葉町 (全域20km圏内)	約6,900
浪江町	約19,600
葛尾村	約300
合 計	約78,000

計画的避難区域 対象市町村	計画的避難区域 人口(人)
飯舘村(全域)	約6,200
葛尾村(20km圏外)	約1,300
浪江町(20km圏外)	約1,300
川俣町(一部)	約1,200
南相馬市(一部)	約10
合 計	約10,000

緊急時避難準備区域 対象市町村	緊急時避難準備 区域人口(人)
広野町(全域)	約5,400
楡葉町(20km圏外)	約10
川内村(20km圏外)	約1,700
田村市(一部)	約4,000
南相馬市(一部)	約47,400
合 計	約58,500

原子力被災者生活支援チームの設置

福島第一及び第二原発の事故による原子力災害被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置(3月29日)

原子力災害対策本部(内閣府)

本部長:内閣総理大臣

副本部長:経済産業大臣、

事務総長:原発事故収束担当大臣

本部員:

総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、
国家公安委員会委員長、防衛大臣、防災担当大臣、危機管理監

原子力被災者生活支援チーム

(7/6時点)

チーム長 : 海江田経産大臣
細野原発事故収束担当大臣
チーム長代理: 福山官房副長官
山口内閣府副大臣
副チーム長 : 関係省庁副大臣等
事務局長 : 松下経産副大臣

主な任務

- ・被災者の避難・受入れの確保(除染体制の確保を含む)
- ・被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給
- ・被災者への被ばくに係る医療等の確保
- ・環境モニタリングと情報提供

「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」について

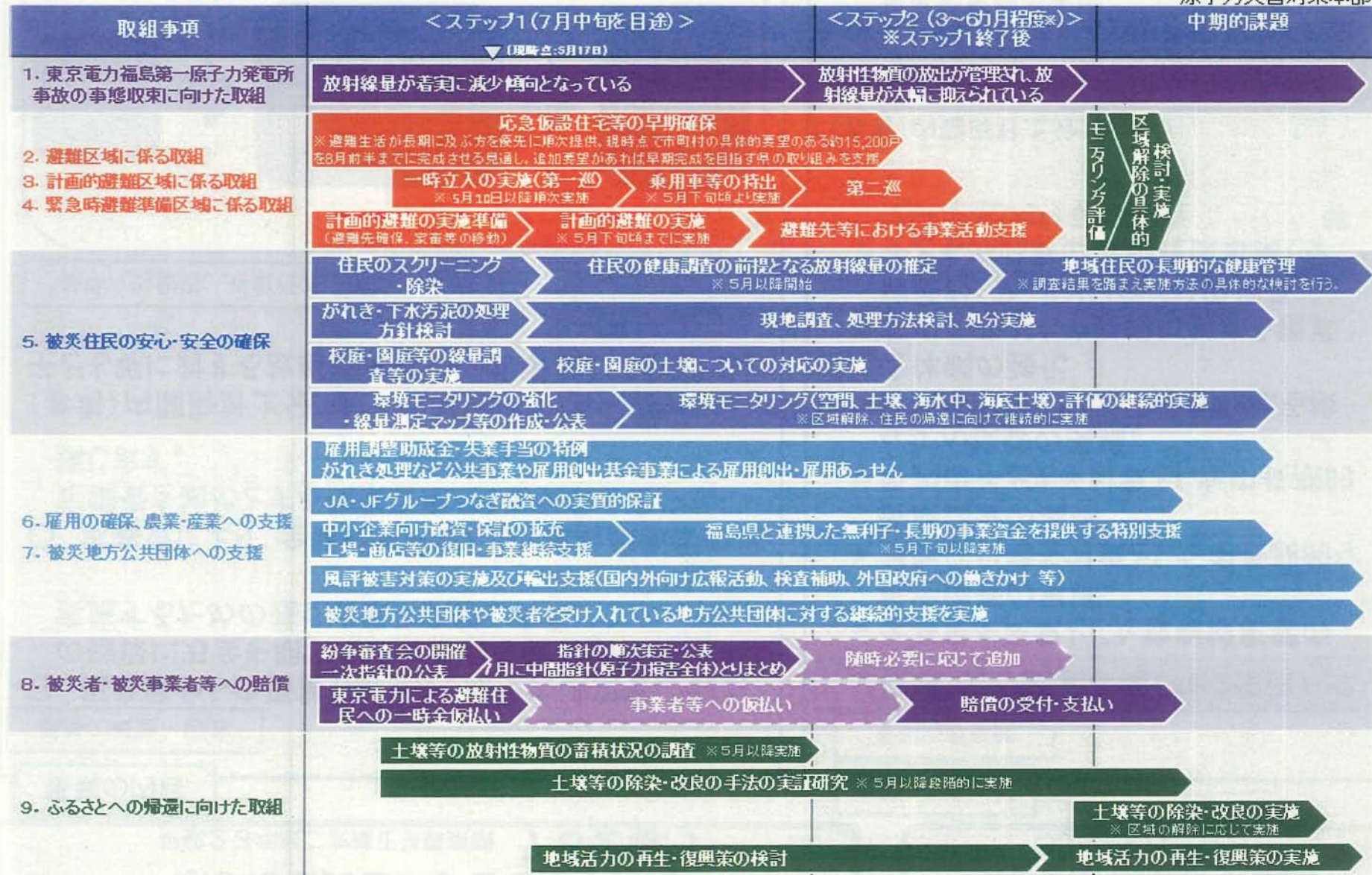
- 原子力発電所の事故による被災者の方々及び被災自治体への対応にかかる当面の課題に対する取組方針について、5月17日、原子力災害対策本部においてとりまとめ
- 毎月、各取組事項に関する取組状況を公表

「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事態収束に向けた取組
2. 避難区域に係る取組
3. 計画的避難区域に係る取組
4. 緊急時避難準備区域に係る取組
5. 被災住民の安心・安全の確保
6. 雇用の確保、農業・産業への支援
7. 被災地方公共団体への支援
8. 被災者・被災事業者等への賠償
9. ふるさとへの帰還に向けた取組

原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日
原子力災害対策本部



原子力被災者・子ども健康基金

平成23年度二次補正予算案額 782億円

資源エネルギー庁
原子力立地・核燃料サイクル産業課
03-3501-6291

事業の内容

事業の概要・目的

- 福島県からの要望も踏まえ、原子力被災者の健康の確保に万全を期すために必要な事業を中長期的に実施するための基金を県に創設します。
- 本基金により、全県民を対象とした放射線影響の推定調査を始めとする健康管理・調査事業を速やかに講じます。

(参考)内閣府計上分

子ども等に対する放射線影響の防止事業(180億円)

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

支援対象事業

健康管理・調査事業(782億円)

- 全県民を対象とした放射線影響の推定調査の実施。
- 避難住民等を対象とした中長期的な健康調査の実施
- 県内の子どもを対象とした中長期的ながん検診の実施。
- ホールボディカウンター等による検査体制の強化
- 県内の子どもや妊婦に対する積算線量計(フィルムバッジ)の貸与
- 子どもの心身の健康確保事業(サマーキャンプ)等の実施 等

(参考)内閣府計上分

子ども等に対する放射線影響の防止策(180億円)

- 子どもの多く集まる公園や通学路等の線量低減事業の実施。
- 学校施設における空調設備等の設置支援の実施。 等

【参考：内閣府計上分】

特別緊急除染事業(180億円) 除染ガイドライン作成等事業(2億円)

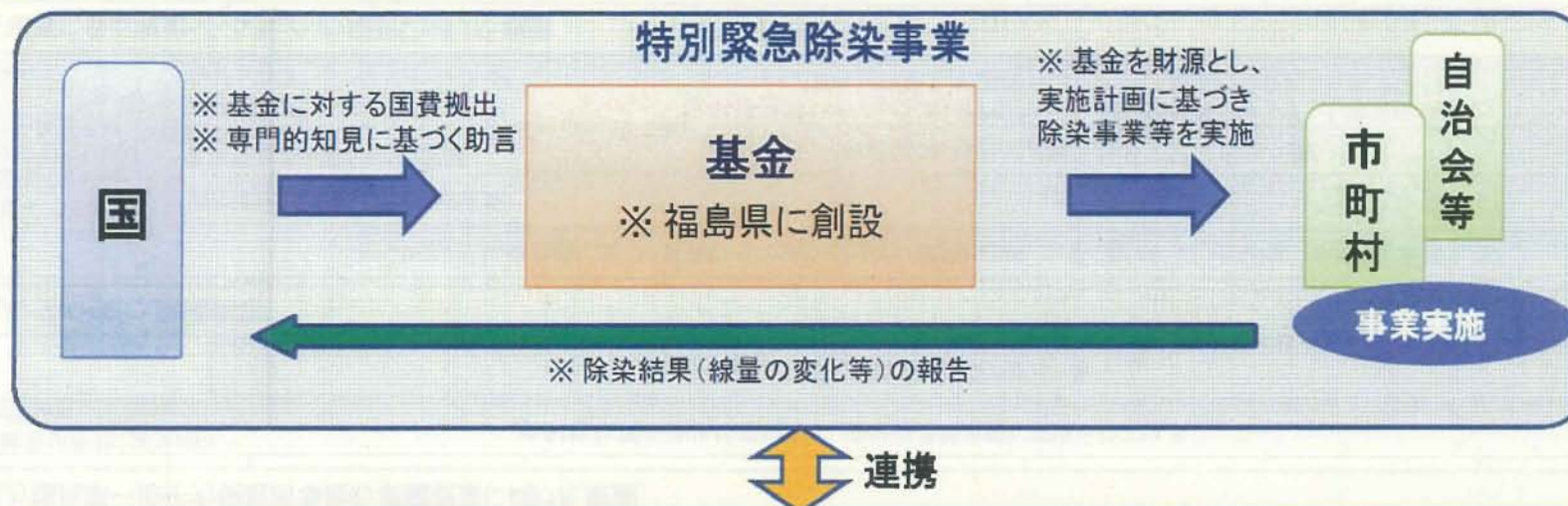
事業目的・事業内容

福島県において、現に子どもや住民等が利用している学校、公園等における線量の低減等を行い、あわせてその検証を行うことにより、原子力災害から子ども等の住民の健康を確保する。

① 特別緊急除染事業

- ・学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業
 - ・学校施設における空調設備等の設置支援
- 等

② 除染ガイドライン作成等事業



除染ガイドライン作成等事業

福島県の除染活動等の結果を基に、効率的・効果的な手法を分析した上で、ガイドラインの作成、結果分析

原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ(7/19日段階)

平成23年7月19日
原子力災害対策本部



「避難区域等の見直しに関する考え方」について

- 7月19日に、ステップ1の目標である「放射線量が着実に減少傾向である」状態の達成確認。
- 東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況を踏まえ、「避難区域等の見直しに関する考え方」について8月9日、原子力災害対策本部において取りまとめ。

「避難区域等の見直しに関する考え方」のポイント

1. 緊急時避難準備区域は、対象市町村による復旧計画の策定を踏まえ、関係自治体とも緊密に相談した上で、区域の一括解除を行う。
2. 警戒区域及び計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、区域見直しについて検討を行うが、除染や生活環境の復旧に向けた取組は先行して行う。
3. 8月中を目処に除染に関する基本方針を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施。
4. 今後、相当長期にわたり住民の帰還が困難な区域の存在が明らかになる場合には、地元自治体と長期的な復興対策の在り方について十分相談し、長期的な対応策を検討。

「除染に関する緊急実施基本方針(案)」

- 被災者のふるさとへの帰還を一日でも早く実現するために、国、県、市町村、地域住民が一丸となって除染を実施するための中期的な方針を示す(8月中を目途に取りまとめめ予定)。

「除染に関する緊急実施基本方針(案)」の骨格

1. 除染実施における暫定目標
2. 除染の進め方
 - (1) 国の役割
 - (2) 線量の水準に応じた地域別の対応
 - (ア) 避難指示を受けている地域
 - (イ) その他追加的被ばく線量が概ね年間1から20ミリシーベルトの間の地域
 - (ウ) 追加的被ばく線量が概ね1ミリシーベルト以下の地域
3. 除染に伴って生じる土壌等の処理
4. 県の協力

(参 考)市町村が策定する復旧計画の項目のイメージ

I. 住民/役所関係

1. 住民の移転

2. 市町村役場の移転・業務再開

III. 除染関係(除染計画の策定)

5. 生活圏等の除染

II. 学校、病院、福祉施設関係

3. 幼稚園・学校の再開

4. 病院・診療所、福祉施設の再開

IV. インフラ・生活基盤関係

6. インフラの復旧 11. インフラの復旧

7. 公的機関/公共交通機関の再開

8. 生活に必要な民間サービス

9. 産業・雇用に関すること 等

食品の検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方について

- 食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を設定(平成23年3月17日)。
- 検査実績の蓄積を踏まえ、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめ(平成23年4月4日に原子力災害対策本部にて対応方針として公表)。
- その後、状況変化を踏まえ、6月27日、8月4日に改正。

<6月27日改正のポイント>

- 東京電力福島第一原子力発電所事故から約3ヶ月が経過し、食品からの放射性ヨウ素の検出レベルが低下。
- 一方、一部食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていること等を踏まえ、事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実するもの。
 - 国民の摂取量の多い食品を対象品目に追加
 - 解除の条件に、放射性セシウムを勘案した条件を追加
 - 個別品目の取扱いに、茶、水産物、麦を追加。 等

<8月4日改正のポイント>

- 牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていること及び米の収穫時期が到来していることを踏まえ、個別品目等の品目を改正。
 - 牛肉を検査対象品目のうち「暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目」に変更
 - 個別品目の取扱いとして、牛肉及び米を追加。 等

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月19日 現在)

15

福島県		
出荷制限		摂取制限
原乳	3/21～:(3市14町9村※ ¹)	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村※ ²) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	
	カブ	—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	—
	たけのこ	—
	くさそてつ(ごみ)	—
	ウメ	—
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、榎原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))
肉	牛肉※ ⁶	7/19～:(全域)
茨城県		
出荷制限		摂取制限
その他	茶	6/2～:(全域)
栃木県		
出荷制限		摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	8/2～:(全域)
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)
千葉県		
出荷制限		摂取制限
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～:(勝浦市)
神奈川県		
出荷制限		摂取制限
その他	茶	6/2～:(南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市、松田町、山北町) 6/27～:(中井町)
群馬県		
出荷制限		摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)
宮城県		
出荷制限		摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	7/28～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
岩手県		
出荷制限		摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	8/1～:(全域)

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):8月19日現在

		出荷制限 福島県	
		全域	地域別
原乳		3/21～ (右の地域を除く)	3/21～4/6解除：(喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町) 3/21～4/16解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、殿川村、埴町、矢祭町、いわき市) 3/21～4/21解除：(相馬市、新地町) 3/21～5/1解除：(南相馬市(鹿島区のうち、馬崎、大内、川子及び塩田を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)) 3/21～5/6解除：(田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉防谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
非結球性薬液類(ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	3/21～ (右の地域を除く)	3/21～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村) 3/21～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村) 3/21～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉防谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)) 3/21～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/21～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
	その他すべて	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村) 3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉防谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)) 3/23～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
結球性薬液類(キャベツ等)		3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村) 3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉防谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
アブラナ科の花蜜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村) 3/23～5/4解除：(いわき市) 3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/16解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、榑枝岐村、只見町) 3/23～6/15解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉防谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)
野菜類	カブ	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/16解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、榑枝岐村、只見町) 3/23～6/23解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉防谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
	原木しいたけ(露地)	—	4/13～ (伊達市、磐梯町、相馬市、南相馬市、国見町、須賀川市、大玉村、富岡町、猪苗代町、川俣町、喜賀村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)) 4/13～4/25解除：(いわき市) 4/25～ (本宮市) 4/13～5/16解除：(田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、新地町) 4/13～5/23解除：(川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
	原木しいたけ(施設栽培)	—	7/19～ (伊達市、本宮市) 7/22～ (新地町)
	たけのこ	—	5/9～ (伊達市、相馬市、三春町) 5/12～ (南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村) 5/9～5/30解除：(平田村) 5/9～6/8解除：(いわき市) 5/9～6/21解除：(天栄村) 5/13～6/21解除：(国見町)
	くさそでつ(こごみ)	—	5/9～ (福島市、桑折町)
	ウメ	—	6/2～ (福島市、伊達市、桑折町) 6/6～ (相馬市、南相馬市)
水産物	イカナゴの稚魚	4/29～	
	ヤマメ(養殖を除く。)	—	6/6～ (秋元湖、権限湖及び小野川湖並びにこれら湖に流入する阿川、長瀬川(隴川)との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川支流を含む。)) 6/17～ (真野川(支流を含む。)) 6/17～ (真野川(支流を含む。)) 6/27～ (阿武隈川のうね橋ダムの下流(支流を含む。))
	ウグイ	—	6/27～ (阿武隈川のうね橋ダムの下流(支流を含む。))
	アユ(養殖を除く。)	—	6/27～ (阿武隈川のうね橋ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))
肉	牛肉	7/19～	

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):8月19日現在

			出荷制限													
			茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
			全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳			3/23～4/10 解除		—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21～4/17 解除 (右の地域を除く)	3/21～6/1 解除 北茨城市、 高萩市	3/21～4/27 解除	3/21～4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21～4/8 解除	—	—	4/4～4/22解除 旭市、香取市、 多古町	—	—	—	—	—	—
		カキナ	3/21～4/17 解除		3/21～4/14 解除		3/21～4/8 解除	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		シュンギク、チンゲンサイ、 サンチュ	—		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
	パセリ		3/23～4/17 解除		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
	セルリー		—		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
肉	牛肉		—		6/2～	—	—	—	—	—	—	7/28～ (県の定める出荷・検査方針) に基づき管理される牛 を除く。)	—	8/1～	—	—
その他	茶		6/2～		—	6/2～ 鹿沼市、大田原市 7/8～ 栃木市	—	6/30～ 茨川市、桐生市	—	6/2～ 野田市、成田市、 八街市、富里市、 山武市、大網白 皇町 7/4～ 勝浦市	—	6/2～ 南足柄市、小田 原市、愛川町、清 川村、宮崎町、湯 河原町 6/23～ 相模原市、松田 町、山北町 6/27～ 中井町	—	—	—	—

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：8月19日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) 3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)) 3/23～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
	結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村) 3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) 3/23～5/4解除：(いわき市) 3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/18解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町) 3/23～6/15解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)
	原木しいたけ(露地)	—	4/13～ 飯館村
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～	

※の箇所は、摂取制限の対象